

# 梅ちゃん先生の 法律相談

第38回

## コロナ禍の労務対応 Q&A(その3)

梅本寛人(弁護士)

### 1 感染者等への対応

**Q** 従業員がPCR検査の結果、コロナに感染していることが判明しました。この場合、当該従業員の就業を制限することはできますか。

**A** コロナに感染した労働者について法令上の就業制限が課される場合は限定的です。ただ、現在の市中でのコロナの感染状況を踏まえると、休業または在宅勤務を求めるまたは命ずることになるでしょう。

#### 【解説】

従業員が、PCR検査によって新型コロナウイルス感染症にかかったものと認められるとき、感染症法(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律)第18条に基づき、都道府県知事による就業制限が課せられる場合があります。

この就業制限というのは、感染症の患者や無症状病原体保有者(またはその保護者)が、都道府県知事から、感染症法18条1項による通知を受けた場合に、同条2項に基づき、病原体を保有しなくなるまでの期間、飲食物に直接接触する業務および接客業その他の多数の者に接触する業務に従事することが禁止されるというものです(感染症法施行規則11条2項3号、同条3項)。また、都道府県知事は、感染症の患者等に入院を勧告することもできます(感染症法20条)。

この感染症法上の就業制限は、上記のとおり、あらゆる仕事ができなくなるというのではなく、従事できる業務が限定されるというものであり、また、従

業員を雇用している会社に「就業させてはならない」という義務が課されるものでもなくて、コロナに罹った従業員自身が、上記業務に従事できなくなるという意味での「就業制限」です。

なお、労働安全衛生法68条は「事業者は、伝染性の疾病その他の疾病で、厚生労働省令で定めるものにかかった労働者については、厚生労働省令で定めるところにより、その就業を禁止しなければならない。」と規定していますが、上記の感染症法による就業制限を課された労働者については、感染症法の定めに従った措置がなされ、労働安全衛生法に基づく病者の就業禁止の措置の対象とはなりません(厚生労働省「新型コロナウイルスに関するQ&A(企業の方角) 令和3年5月20日時点版」6・問1)。

法令上の整理は以上のとおりですが、コロナ感染した従業員に対しては、会社は、休業または在宅勤務を求め、それに従わない場合は、自宅待機または在宅勤務の命令を出すべきでしょう。

**Q** 発熱や咳等の風邪のような症状があり、コロナになったのでは？と疑われる従業員に休業を命ずることは可能ですか？

**A** まずは休業を促すべきですが、他の従業員や顧客等への影響が大きいと判断される場合は、自宅待機命令または在宅勤務命令を出すことになるでしょう。

#### 【解説】

発熱や咳等の風邪の症状がある場合は、現在のコロナの感染状況も踏まえると、会社としては当該従業員に休業

を促すことが相当でしょう。これは、従業員本人のためでもあります。また、休業に応じない、あるいは、症状がかなりひどいと認められる場合は、他の従業員や顧客等に与える影響も大きいものと考えられますから、単なる「促し」以上に、自宅待機命令または在宅勤務命令を出すことも必要になると考えられます。

なお、症状からコロナ感染が疑われる従業員は、公的機関の電話相談センター等への問い合わせを行い、PCR検査を受けることで、コロナ感染の有無を判断することになります。この場合に、会社は、診断、検査の内容等を従業員から聴取し、職場への復帰の判断に必要な範囲で、医療機関の受診、入院等を命じることも可能です。万一、従業員が診察等を受けない場合は、感染者と同様に扱い、自宅待機命令を出すことも可能でしょう。

**Q** 「濃厚接触者」というのは、具体的にどういう者のことを言うのでしょうか。「濃厚接触者」に自宅待機命令を出すことは可能でしょうか。

**A** 「濃厚接触者」とは、感染が確定した患者が入院、宿泊療養または自宅療養をするまでの間に接触した者のうち、一定の要件を充たした者のことです。このような濃厚接触者につき、自宅待機命令を出すことは可能です。

#### 【解説】

濃厚接触者とは、国立感染症研究所の定義によると、新型コロナウイルス感染症と診断された患者と以下のような状況で感染可能期間に接触した者とされています。感染可能期間とは、コロナ

ウイルス感染症を疑う症状を呈した2日前から隔離開始までの期間とされています。濃厚接触者か否かは、保健所の調査により判定されることとなります。

- 患者(確定例)と同居あるいは長時間の接触(車内、航空機内等を含む)があった者
- 適切な感染防護なしに患者(確定例)を診察、看護または介護していた者
- 患者(確定例)の気道分泌物、体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- その他：手で触れることのできる距離(目安1メートル)で、必要な感染予防策なしで、患者(確定例)と15分以上の接触があった者(周辺の環境や接触の状況等個々の状況周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する)。

保健所が濃厚接触者と判定した場合も、労働者である濃厚接触者が勤務先に出勤することが強制的に制限されることはありません。ただ、実務上は、2週間程度の自宅待機または在宅勤務を命ずる企業が多く、現在のコロナの感染状況、他の従業員や顧客等に与える影響の大きさを踏まえると、このような措置もやむを得ないものと考えられます。

**Q 従業員がコロナに感染した場合、保健所はどのような措置をしてくるのでしょか。またそれにはどのように対応すべきですか。**

**A 従業員がコロナに感染した場合、または濃厚接触者と判定された場合、保健所から会社に連絡があれば、保健所に、職場における感染者等の行動状況、接触者の状況等の情報提供を求められます。また、保健所は積極的疫学調査を実施し、感染者や濃厚接触者に対する健康観察および外出自粛の要請等を行います。万一、このような事態になった場合に備えて、予め対応マニュアル等を作成し、共有しておくことが必要でしょう。**

#### 【解説】

従業員がコロナに感染した場合、または濃厚接触者と判定された場合、保

健所から会社に連絡があれば、保健所に、職場における感染者等の行動状況、接触者の状況等の情報提供を求められます。

また、保健所は積極的疫学調査を実施し、感染者や濃厚接触者に対する健康観察および外出自粛の要請等(感染症法15条、44条の3)を行います。

会社は、感染者および濃厚接触者について、休業させるとともに、保健所の調査が実施されることを踏まえて、症状があらわれた日、またはPCR検査で陽性となった日から2日前以降の職場での状況、在席した場所、立ち寄った場所、顧客等と会った状況とその経過を確認することとなります。また、感染者および濃厚接触者が担当していた業務のバックアップ、接触した顧客、他の従業員、入居先オフィスの不動産管理会社等への連絡も必要でしょう。

現在のコロナの感染状況からすれば、いつ以上のような事態になるかわかりませんから、予め対応マニュアル等を作成しておき、関係者が迅速に動けるようにすることが必要でしょう。

**Q 従業員がコロナに感染した場合の職場の消毒、関係者への公表はどのようにすれば良いですか。また、感染から回復した従業員の職場復帰はどのようにすれば良いですか。**

**A 消毒は、会社の責任で保健所からの指示に従い行うこととなります。感染者や濃厚接触者が出た場合には、社内、顧客等の関係先への連絡、場合によってはサイトでの公表も検討しますが個人情報保護の関係で留意が必要になります。職場復帰については、主治医と相談等するなどして具体的に決定すべきですが、無症状の場合や濃厚接触者については、2週間程度の経過が目安となるでしょう。**

#### 【解説】

従業員がコロナに感染した場合、保健所からの指示に従い消毒を実施する必要があります。保健所からの指示がない場合は、以下のような形で消毒を実施すると良いでしょう(一般社団法人日本渡航医学会・公益社団法人日本産業衛生学会「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド第4版(修正済)」13頁)。

- 原則として感染者の最後の使用から3日間を経過していない場所を消毒の対象とする。
- 消毒作業前には十分な換気を行うこと。米国CDCは消毒作業前に概ね24時間の換気を行うことを推奨している。
- 消毒範囲の目安は、感染者の執務エリア、会議室(机・椅子など、半径2m程度の範囲)、またトイレ、喫煙室、休憩室や食堂などの使用があった場合は、該当エリアの消毒を行う。

感染者や濃厚接触者が出た場合には、必要に応じ、社内、顧客等の関係先への連絡、場合によってはサイトでの公表も必要になります。ただ、新型コロナウイルス感染症にかかったという事実は病歴であり、個人情報保護法における「要配慮個人情報」に該当するため、適正な取り扱いが求められます。

感染者は発症2日前から発症直後が最も感染性が高く、発症後1週間程度で感染性がほぼ消失するとされます。そこで、感染した従業員の職場復帰の目安としては、次の条件をいずれも満たすこと等により検討すべきでしょう(前掲「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド第4版(修正済)」19頁)。

- 発症後(ないし診断確定後)に少なくとも10日が経過している。
- 解熱後に少なくとも72時間が経過しており(a)、発熱以外の症状が改善傾向である(b)。
  - (a) 解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤を服用していない
  - (b) 咳・倦怠感・呼吸苦などの症状(ただし味覚・嗅覚障害については遷延することがある)

なお、その他の留意点として、

- ・ 担当医や産業医等から職場復帰に関する助言を受け、無理のない職場復帰を行うこと。
  - ・ 医療機関等への負担がかかる各種証明書(「陰性証明書や治癒証明書」)の請求はできるだけ控えること。
  - ・ 職場復帰後は日常的な健康観察、マスクの着用、他人との距離を適切に保つなどの感染予防対策を従来どおり行う。
- といった点が挙げられます。